

2023年5月22日

農薬再評価の際の評価法への意見書

農林水産大臣 野村 哲郎 様  
厚生労働大臣 加藤 勝信 様  
環境大臣 西村 明宏 様  
内閣府・食品安全委員会委員長 山本 茂貴 様

日本内分泌攪乱物質学会 理事会  
日本内分泌攪乱物質学会 会長 鯉淵典之

農薬取締法改定（2018年）に伴い、昨年より農薬再評価が開始されました。“最新の科学的根拠が必要”であると農薬取締法改定の資料に明記されており、再評価対象の農薬に関する公表学術文献が広く収集され、再評価に使用される事と理解されます。

この再評価の過程において、文献の評価目的に対する「適合性の判断」(①)、文献の「信頼性の確認」(②)、その結果としての「評価対象となる文献の選別」(③)、は再評価に資する科学的な情報の内容を左右する重要な手続きであります。

現状の再評価のガイドラインに於いては、この①②③の段階が事務局において実施され、③の選抜の結果のみが再評価委員会に提示される事と規定されています。選抜から漏れた文献で委員会の委員が重要と認めた文献については、委員からの指摘を以て初めて再評価の資料に追加される事が規定されています。しかし、委員会の委員は文献の選別過程を把握できていないため、必要な文献を独自に調査することを要求されている状況にあります。

また、傍聴者やパブリックコメントを寄せる第三者も独自に文献を調査する事が要求されている状況にあります。

日本内分泌攪乱物質学会理事会は、再評価の上記①②③の段階を透明性を担保した状況下で履行することを要求致します。すなわち、再評価委員会の公開の場において、事務局から委員及び傍聴者に対して①②③の段階に供するために（委託先で収集した分も含めて）収集した全ての文献のリストを提示すると共にその選抜理由を報告し、最終的に再評価委員会の責任において①②③の段階の結果を決定する、という手順を踏むことを要求致します。その為に必要となるならばこの手順を遵守する内容に現状のガイドラインを改訂することを要求致します。